

令和8年6月26日

令和8年  
第3回野洲市議会定例会  
意見書

野洲市議会

意見書第4号

部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドラインに則し、生徒の利益を最優先にした改革実行を求める意見書（案）

上記の意見書を提出する。

令和8年6月26日

提出者 野洲市議会議員 東郷 克己

賛成者 野洲市議会議員 田中 遼

賛成者 野洲市議会議員 木下 伸一

賛成者 野洲市議会議員 岩井 智恵子

賛成者 野洲市議会議員 山岡 卓治

賛成者 野洲市議会議員 田中 陽介

賛成者 野洲市議会議員 荒川 泰宏

部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドラインに則し、生徒の利益を最優先にした改革実行を求める意見書（案）

部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン（以下ガイドライン）では、改革の理念等（概要）を「急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ、文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実」、「障害のある生徒や運動・文化芸術活動が苦手な生徒等を含め、全ての生徒が希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備」、「地域クラブ活動においては、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えることによる新たな価値を創出」と、全国的な部活動等の状況や課題を踏まえた方向性を明示し、令和8年度から10年度を改革実行期間前期、同11年度から13年度を改革実行期間後期として改革に取り組んでいる。「取り組み方針」では、「各種課題を解決しつつ、更なる改革を推進（まずは、国において実現可能な活動の在り方等を検証）」と部活動等の改革における方針と国の役割を示し、「大会等の在り方」では、「生徒の参加機会確保（地域クラブ活動等の参加促進等）」が生徒の安全確保等と共に明示されている。

一方、本市の現場で生徒を受け入れ、汗を流して生徒の貴重な経験を支えている関係者からは、部活動地域展開やこれを見据えた関係組織の在り方改革や大会への参加等について、生徒への影響やチームの存続などに関わる懸念の声も届いている。様々な経緯から、現在の部活動やクラブチームの状況に課題があることも事実であるが、その改善にあたってはガイドラインが示す通り、生徒の利益確保を最優先にしつつ、部活動地域展開等、今後の方向も見据えて調整が図られるべきである。また、部活動地域展開が国の方針により方向を示され、進んでいる以上、最も混乱が予想される現場対応を基礎自治体やその教育委員会任せでは、混乱收拾に至らず、結果的に子供たちの貴重な体験の機会が奪われかねない。

よって、下記事項及びガイドラインに留意して現場における地域展開等の推進が図られるよう、国及び県において現実的かつ柔軟な取り組みをされるよう強く求める。

#### 記

- 一、 部活動等の状況は、地域や種目、性別によって大きく異なる。国、県そして市町が十分な連携の下、各地域、種目等の実情に応じて柔軟かつ必要な対応を進めること。
- 二、 具体的な対応を進めるにあたっては、実際に部活動等を支える関係者や保護者の意向も確認し、一定の合意の下に進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年6月26日

滋賀県野洲市議会議長 津村 俊二

内閣総理大臣

衆議院議長

参議院議長

宛

文部科学大臣

滋賀県知事

滋賀県教育委員会教育長

意見書第5号

教育の政治的中立性及び安全性の確保に関する意見書（案）

上記の意見書を提出する。

令和8年6月26日

提出者	野洲市議会議員	遠藤 総一郎
賛成者	野洲市議会議員	田中 遼
賛成者	野洲市議会議員	木下 伸一
賛成者	野洲市議会議員	岩井 智恵子
賛成者	野洲市議会議員	山岡 卓治
賛成者	野洲市議会議員	永島 知香
賛成者	野洲市議会議員	石川 恵美
賛成者	野洲市議会議員	田中 陽介
賛成者	野洲市議会議員	東郷 克己
賛成者	野洲市議会議員	奥山 文市郎
賛成者	野洲市議会議員	稲垣 誠亮
賛成者	野洲市議会議員	荒川 泰宏

## 教育の政治的中立性及び安全性の確保に関する意見書（案）

学校教育、とりわけ義務教育及び後期中等教育における教育の政治的中立性は、児童生徒が多様な視点から何事も客観的かつ主体的に判断する能力を養う上で、極めて重要な基盤である。教育基本法第14条第2項において「法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない」と厳格に定められている通り、公教育の場に特定の政治的偏向やイデオロギーを持ち込むことは決して許されるものではない。

また、修学旅行を始めとする学校行事において、安全性の確保は何よりも最優先されるべき事項である。

最近、一部の高等学校の修学旅行において、生徒を沖縄県の辺野古新基地建設に対する反対運動や、特定の政治的抗議活動が行われている現場に参加や同席を呼び掛けていた事例が報道等により明らかになった。修学旅行は、学習指導要領に位置付けられた特別活動の学校行事であり、教育課程の一環として行われるものである。このような教育活動の場において、未成年であり、学習過程にある生徒に対し、多角的な視点や賛否両論の意見を均等に提示することなく、一方の政治的立場のみを肯定するような活動に参画させることは、教育の機会均等と中立性を著しく損なう行為と言わざるを得ない。

主権者教育の重要性が叫ばれる昨今において、地域の課題や国の政策について、生徒が思考を深めること自体は否定されるべきものではない。しかし、それはあくまで客観的な事実と多様な論点が公平に担保された環境において行われるべきであり、特定の運動への同調を促すような形態は、教育の目標に反するものである。

上記のことから、本市議会は国及び文部科学省に対し、公教育における政治的中立性及び安全性を厳格に保持し、生徒の健全な批判的思考力を育むために、次の措置を講じるよう強く要望する。

### 記

#### 1 修学旅行等の学校行事におけるガイドラインの明確化

修学旅行等の教育課程における見学先や体験活動の選定にあたり、特定の政治的プロパガンダや反対運動への加担と捉えられる行為を排除するとともに安全性確保の徹底のため、具体的な選定基準や留意事項を示したガイドラインを速やかに策定及び周知すること。さらには、実際に実施される修学旅行等において、安全確保や運航計画が適正であるかなどを、事前に十分に把握すること。

## 2 教育委員会及び学校現場への指導徹底と実態把握

全国の都道府県・市区町村教育委員会と連携を密にし、学校行事における政治的中立性の逸脱事例が無いか、また安全性が十分に確保されているか、定期的な実態調査を行うとともに、不適切な事例が確認された場合は、迅速かつ厳正な是正指導を行うこと。

## 3 バランスのとれた主権者教育の推進

現代の社会的・政治的課題を取り上げる際には、特定の立場を押し付けることなく、多様な見解や背景にある論点を公平に提示するよう、教育研修の充実や教材開発の支援を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年6月26日

滋賀県野洲市議会議長 津村 俊二

内閣総理大臣 宛  
文部科学大臣 宛

意見書第6号

物価対策や営業の継続支援を求める意見書（案）

上記の意見書を提出する。

令和8年6月26日

提出者 野洲市議会議員 野並 享子

賛成者 野洲市議会議員 田中 遼

賛成者 野洲市議会議員 工藤 義明

## 物価対策や営業の継続支援を求める意見書（案）

令和8年2月28日、米軍及びイスラエルによるイラン攻撃が行われ、その後、イランによる報復攻撃も行われ、多くの市民が犠牲になった。6月14日、アメリカとイランの戦闘終結の合意が行われ、4ヶ月近くに及ぶ戦争が終結する方向は、世界中が歓迎する。

中東地域は、原油・液化天然ガスやナフサなどエネルギーや石油製品のもとになる原材料の供給要所であり、ホルムズ海峡の封鎖は世界中に重大な影響を及ぼしており、戦闘終結の合意がされても、イランの石油関連施設が破壊されている状況を見ると、一気に経済の回復は望めない。

野洲市においても、物価高騰や品不足などで、建設業や運送業や農業、飲食業や製造業や医療関係などありとあらゆる業者に影響が出ており、営業の存続が危ぶまれている。こうした現状のもと、政府は、3兆円の補正予算を組んだが、末端の業者の声が届いているとは言えない補正予算になっている。

よって本市議会は、国民生活や我が国の経済を守る為に中東地域の戦闘終結が、実効あるものになるように強く求める。

政府におかれては、エネルギーの安定供給や、物価高騰への対策や営業の継続支援と零細業者の生業を支援する必要な対策を早期に講じられるように強く求める。

以上 地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年6月26日

滋賀県野洲市議会議長 津村 俊二

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛

防衛大臣

外務大臣

経済産業大臣

意見書第7号

殺傷兵器の武器輸出解禁の撤回を求める意見書（案）

上記の意見書を提出する。

令和8年6月26日

提出者 野洲市議会議員 野並 享子

賛成者 野洲市議会議員 工藤 義明

## 殺傷兵器の武器輸出解禁の撤回を求める意見書（案）

政府は5月21日、「閣議決定」と「国家安全保障会議」において、防衛装備品の移転三原則と運用指針を改定し、完成品の輸出ができるようにした。

紛争中の国への武器輸出も例外的に認め、日本の兵器により他国の国民が殺される状況を作り出すことになる。

日本はこれまで「平和国家」として抑制的な装備品輸出を掲げてきた。

1976年の三木内閣による政府統一見解や、1981年の国会全員一致の決議によって、武器輸出は全面的に禁止してきた。

護衛艦やミサイルなどは、秘密保護等に関する協定締結国17か国に限定したが、殺傷兵器の輸出に関しては、多くの国民から懸念の声が上がっている。

憲法9条の精神を根本から踏みにじる重要な問題が、国会での議論や承認を経ずに「閣議決定」と「国家安全保障会議」のみで決定し、「死の商人国家」へと突き進んでいる。

本市議会において、政府が国際紛争を助長するのではなく、平和憲法の精神に立ち返り殺傷兵器の武器輸出解禁の撤回を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年6月26日

滋賀県野洲市議会議長 津村 俊二

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛

防衛大臣

外務大臣